

# 杉並区省エネ家電買換促進助成金交付要綱

令和6年1月24日  
5 杉並第55984号

## (目的)

第1条 この要綱は、省エネ家電の買換えを促進することにより、家庭における温室効果ガスの排出量及び電力消費量の削減を図るため、杉並区（以下「区」という。）内の住宅に設置する省エネ家電の買換えに要する購入費用の一部を区が助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 杉並区省エネ家電買換促進助成金（以下「助成金」という。）の申請日（次号において「申請日」という。）時点において区内に住所を有する個人をいう。
- (2) 所有者 申請日時点において区内に所在する集合住宅又は賃貸住宅を所有する区民をいう。
- (3) エアコン 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号。以下「令」という。）第1条第1号に規定するユニット形エアコンディショナーをいう。
- (4) 電気冷蔵庫 令第1条第3号に規定する電気冷蔵庫（電気冷凍庫を除く。）をいう。
- (5) 設置済家電 区内の住宅に設置されたエアコン又は電気冷蔵庫であって、省エネ家電への買換えにより特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第1項に規定する再商品化が行われる家電をいう。
- (6) 省エネ家電 省エネルギー性能の高いエアコン又は電気冷蔵庫であって、家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱（平成31年3月7日付30環地地第479号）第4（2）に規定するポイント付与対象製品に該当するものをいう。
- (7) 省エネ家電買換え 設置済家電を省エネ家電に買い換え、これを設置することをいう。
- (8) 電子申請システム 区長が別に指定する電子申請システムであって、第7条の規定による申請及び第8条の規定による審査の結果の確認等ができるものをいう。

## (助成の対象)

第3条 この要綱による助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省エネ家電買換えにより自ら居住する住宅にエアコン又は電気冷蔵庫のいずれか一方を1世帯につき1台設置する区民（当該住宅の所有者以外の区民がエアコンの買換えを行う場合にあつては、当該所有者の同意を得ている場合に限る。）
- (2) 省エネ家電買換えにより自ら所有する集合住宅又は賃貸住宅にエアコン又は電気冷蔵庫のいずれか一方を1住戸につき1台設置する所有者（居住者が異なる1住戸につき10住戸までを限度とする。）

## (助成対象省エネ家電)

第4条 助成金の助成対象とするのは、次に掲げる全ての要件を満たす省エネ家電買換えとする。

- (1) 令和6年3月1日以降に購入した新品の省エネ家電であること。
- (2) 令和6年中に製造から6年を経過する設置済家電であること。

(3) 買い換えた省エネ家電が事業の用に供するものでないこと。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、省エネ家電買換えに要する費用のうち、省エネ家電本体の購入費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の4分の1に相当する額（この額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、次の各号に掲げる購入店舗の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 区内の店舗で購入した場合 5万円

(2) 区外の店舗で購入した場合 3万円

2 助成金の総額は、予算の範囲内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、国、東京都その他の関係団体から助成を受けることができる場合の助成金の額に同項の規定による助成金の額を加えた額が省エネ家電本体の購入費用を超えるときは、当該超えることとなる金額を差し引いて助成金を交付する。

(交付申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年9月30日までに杉並区省エネ家電買換え促進助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に区長が必要と認める書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる申請方法の区分に応じ、当該各号に定める方法のいずれかにより行うものとする。

(1) 郵送申請 申請者が申請書等を郵送により区へ提出する方法

(2) 電子申請 申請者が申請書等の内容を電子申請システムに入力することにより区へ提出する方法

(3) 窓口申請 申請者が申請書等を持参し、区へ提出する方法

(交付決定及び通知等)

第8条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、助成金の交付を適当と認めるときは助成金の交付を決定し、杉並区省エネ家電買換え促進助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 区長は、助成金の交付に当たり、申請者に対し、官公署の発行した免許証等の写しの提出又は提示を求めることができる。

3 区長は、前項の方法その他の本人確認の方法により申請者の本人確認を行い、助成金を交付する。

4 区長は、第1項の規定に基づき交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、同項の規定による通知をしたときは、交付決定者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により助成金を交付する。

5 区長は、第1項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことが適当と認めるときは助成金の不交付を決定し、杉並区省エネ家電買換え促進助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知に係る助成金の交付の決定の内容又は条件に不服があ

るときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、杉並区省エネ家電買換促進助成金取下申請書（第4号様式）により申請の取下げをすることができる。

（注意義務）

第10条 交付決定者は、省エネ家電を家庭における温室効果ガスの排出量及び電力消費量の削減を図るために使用し、善良なる管理者としての注意をもって管理するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第11条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）申請の取下げがあったとき。
- （2）申請の内容に不備（助成金の額に係るものに限る。）があったとき。
- （3）偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （4）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- （5）杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第9条の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定の内容を取り消したときは、杉並区省エネ家電買換促進助成金交付決定額変更通知書（第5号様式）により、速やかに交付決定者に通知する。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて杉並区省エネ家電買換促進助成金返還請求書（第6号様式）によりその返還を命じなければならない。

（使用状況報告及び調査）

第12条 区長は、交付決定者に対し、必要に応じて省エネ家電の管理状況及び使用状況等について報告を求めることができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

（関係書類の整理保管）

第13条 交付決定者は、助成金の交付に係る関係書類を整理し、これを助成金の交付を受けた翌年度から5年間保管するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 この要綱の失効前に交付決定された助成金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

様式 略